

令和3年 9月13日

各 位

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会
会長 土井英昭
《公印略》

「緊急事態宣言」延長に伴う利用時間の短縮等のお願いについて

時下、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進にあたりまして格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、8月27日（金）より北海道における「緊急事態措置」の延長に伴い、下記施設の利用について、宣言発令期間中の9月30日（木）までの間、利用時間の短縮を継続することとなりました。

つきましては、利用者の皆様に安心してご利用いただくために、感染予防対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 利用時間の短縮の継続について

- (1) 対象施設 釧路市総合福祉センター（釧路市旭町12番3号）
- (2) 期 間 令和3年9月13日（月）～9月30日（木）まで
- (3) 利用時間 月曜日～金曜日：9時00分～20時00分まで
土曜日・日曜日：9時00分～17時00分まで【変更なし】
- (4) その他 上記期間中は、釧路市の方針に準じ、飲食並びにカラオケ等の実施についても禁止といたしますのでご了承ください。

〒085-0011
釧路市旭町12番3号 総合福祉センター内
社会福祉法人釧路市社会福祉協議会
TEL 0154-24-1565・FAX 0154-23-3776